

外貨定期預金（一般）

この書面をよくお読みください。

令和3年4月1日現在

商品名 (愛称)	外貨定期預金（一般）
1. 販売対象	・法人、個人
2. 期間	・1年以内期日指定 ・元利自動継続（1カ月、3カ月、6カ月、1年）のお取扱いもできます。
3. 預入 (1) 預入通貨 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位	・米ドル、ユーロ ・一括預入 ・1,000通貨単位以上（1,000米ドル以上、1,000ユーロ以上） ・1補助通貨単位
4. 払戻方法	・元利金とも満期日以後に一括して払戻します。
5. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・利率は市場金利に応じて変更します。 ・お預入時に適用した利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・書替継続の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1通貨単位として、1年を365日とする日割計算（単利計算）
6. 税金について	（個人） ・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （マル優の適用は受けられません） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・為替差益は雑所得として総合課税（年収2,000万円以下の給与所得者で差益を含め給与以外の所得が年間20万円以下であれば申告不要） ・為替差損は他の雑所得の範囲内で控除することができます。（他の所得との損益通算はできません。） （一般法人） ・利息は源泉徴収税として20%。なお、当該事業年度の法人税納付の際、税額控除されます。 ・為替差損は通常営業外損益として認識され、法人税申告額に含まれます。
7. 手数料	・外貨でのお預入れ、払出しの場合、手数料がかかります。別紙の「外貨預金の手数料体系」をご参照ください。
8. 付加できる特約事項	・この預金の満期受取円貨額を確定するために、お預入期間中であれば満期日の為替レートを一度だけ為替予約をできます。 ・締結いただいた為替予約は取消することはできません。
9. 中途解約時の取扱い	・中途解約はできませんのでご了承ください。 ・万が一、当金庫がやむを得ないものと認めて中途解約となった場合、解約日までの利率は、外貨普通預金利率を適用します。また、為替予約を当金庫と締結されている場合は、当金庫所定の手数料および解約に伴い生じた損害についてご負担いただきます。
10. 金利情報の入手方法	・金利については、窓口へご照会ください。
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話：0120-15-2489）にお申し出ください。 紛争解決措置 兵庫県弁護士会（電話 078-341-8227）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）

	<p>にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動によって満期日の払戻円貨額が預入円貨額を下回り、元本割れが生じる可能性があります。 ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における当該通貨の普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険の対象外です。 ・ その他、詳細については窓口へご照会下さい。
13. 問合せ先	<p>当金庫営業日に、営業店または審査部 外国為替課 (9時～17時、電話:078-912-4725)までお問い合わせください。</p>

日新信用金庫 兵庫県明石市本町2丁目3番20号

別紙様式(5)